

さいたま市議会の本会議等における情報通信機器の使用に関する基準

(目的)

- 1 この基準は、さいたま市議会（以下「議会」という。）の本会議等における情報通信機器の使用に関し必要な事項を定めることにより、本会議における議案の審議、委員会等の会議における議案の審査、所管事務の調査等の充実に図り、もって議会の適切な意思の決定に資することを目的とする。

(定義)

- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 情報通信機器 パーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット端末、携帯電話端末等の通信機能を有した情報処理に使用する機器をいう。
 - (2) 本会議 議会の定例会又は臨時会の会議をいう。
 - (3) 委員会等の会議 議会の常任委員会、議会運営委員会、特別委員会その他法令、条例又は議会若しくは議長が定める規程等に基づき議会に置かれる会議をいう。

(使用することができる者)

- 3 さいたま市議会議員及び議長が必要と認めた者（以下これらを「議員等」という。）は、本会議又は委員会等の会議において情報通信機器を使用することができる。

(使用の範囲)

- 4 議員等は、次に掲げる範囲内において情報通信機器を使用することができる。
 - (1) 本会議又は委員会等の会議において現に議題として取り扱われている事件等に直接関係する情報又は資料を閲覧すること（インターネットを利用する方法により当該情報又は資料を検索し、及び閲覧する場合を含む。）。
 - (2) 本会議又は委員会等の会議の内容を記録すること（写真等を撮影し、録音し、又は録画する方法により当該本会議又は委員会等の会議の内容を記録する場合を除く。）。

(使用の制限)

- 5 前2項の規定にかかわらず、議長又は委員会等の会議の長は、本会議又は委員会等の会議の秘密の保持その他相当の理由があると認めるときは、情報通信機器の使用を停止させ、又は中止させることができる。

(禁止事項)

6 議員等は、本会議中又は委員会等の会議中、情報通信機器を使用して、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 第4項で定める範囲を超えて使用すること。
- (2) スピーカーから音声を発生させること。
- (3) 写真等を撮影し、録音し、又は録画すること。
- (4) 電子メールを送信し、又はSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、電子掲示板等へ投稿すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会議又は委員会等の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をすること。

(違反行為に対する措置)

7 議長又は委員会等の会議の長は、前項の規定に違反して情報通信機器を使用する議員等があるときは、直ちにその使用を停止させなければならない。

(遵守事項)

8 議員等は、本会議又は委員会等の会議において情報通信機器を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人及び法人の権利利益を侵害することがないように、必要な情報セキュリティ対策を講ずること。
- (2) コンピュータウイルスの感染、個人情報の漏えいその他の事故が発生したときは、直ちにその拡大及び再発の防止のため必要な措置を講ずるとともに、その事故の状況及び講じた措置の概要を議長に報告すること。

(議会運営委員会の意見の聴取)

9 議長は、この基準を改廃しようとするときは、議会運営委員会の意見を聴かなければならない。

(その他)

10 この基準に定めるもののほか、本会議における情報通信機器の使用に関し必要な事項は議長が、委員会等の会議における情報通信機器の使用に関し必要な事項は当該委員会等の会議が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年6月7日から施行する。